特別研究員奨励費(特別研究員)「研究計画調書確認部局番号」について

日本学術振興会研究助成第一課

特別研究員奨励費(特別研究員)の研究計画調書作成に当たっては、特別研究員(研究代表者)本人により、当該応募書類の内容を科研費電子申請システム上で確認する部局(科研費担当部局)として、「研究計画調書確認部局番号(以下、「部局番号」という。)」を設定していただく必要があります。「部局番号」を正しく設定していただくことにより、各受入研究機関の部局担当者は、[部局担当者向けメニュー]の各画面において、自部局の研究代表者の情報のみ閲覧可能となります。

画面イメージ(応募情報一覧)



部局番号(初期値)の設定について

部局番号の初期値は、「平成30年度採用分特別研究員申請書」に記載の**受入研究者の ①所属研究機関番号、②氏名(フリガナ)、③研究者番号**が、「該当者リスト」取込時点における受入研究者のe-Rad上のそれらと全て一致した場合に限り、「受入研究者の所属部局」の部局番号にて設定しています。(①~③のうち、ひとつでも一致しなかった場合は部局番号は未設定となり、他部局からも閲覧可能となります。)

<該当者リスト>[部局担当者向けメニュー]

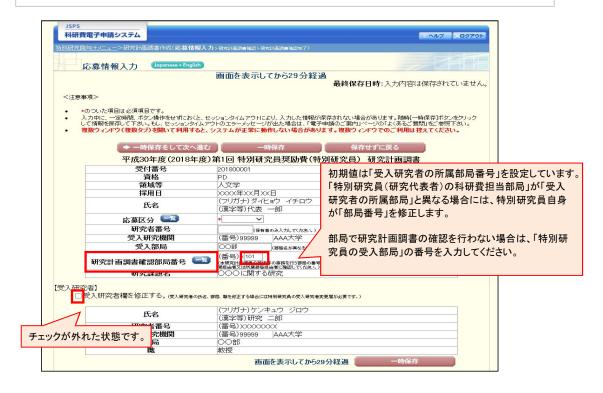


部局番号(科研費担当部局)の修正方法

「特別研究員の科研費担当部局」が「受入研究者の所属部局」と異なる場合及び未設定の場合は、特別研究員自身が、研究計画調書作成時に正しい「部局番号」を入力することにより、科研費担当部局の修正が可能となります。そのため、各研究機関においては、予め、特別研究員に対して当該特別研究員の「部局番号」を周知する等の対応をお願いいたします。(特別研究員が誤った部局番号を入力すると、科研費担当部局で研究計画調書の確認ができません。)

<研究計画調書入力画面>[特別研究員向けメニュー]

「特別研究員申請書」に記載の受入研究者の研究者情報(研究者番号、所属機関、氏名フリガナ)とe-Rad上の研究者情報 (該当者リスト取込時点における研究者情報)が一致した場合



「特別研究員申請書」に記載の受入研究者の研究者情報(研究者番号、所属機関、氏名フリガナ)とe-Rad上の研究者情報 (該当者リスト取込時点における研究者情報)が不一致だった場合(研究者番号の誤記入等)



該当者リストに関する留意事項

部局担当者が初めて「該当者リスト」画面で特別研究員奨励費応募該当者の確認を行う際は、「受入研究者の所属部局」ごとの確認となりますので、ご留意願います。

